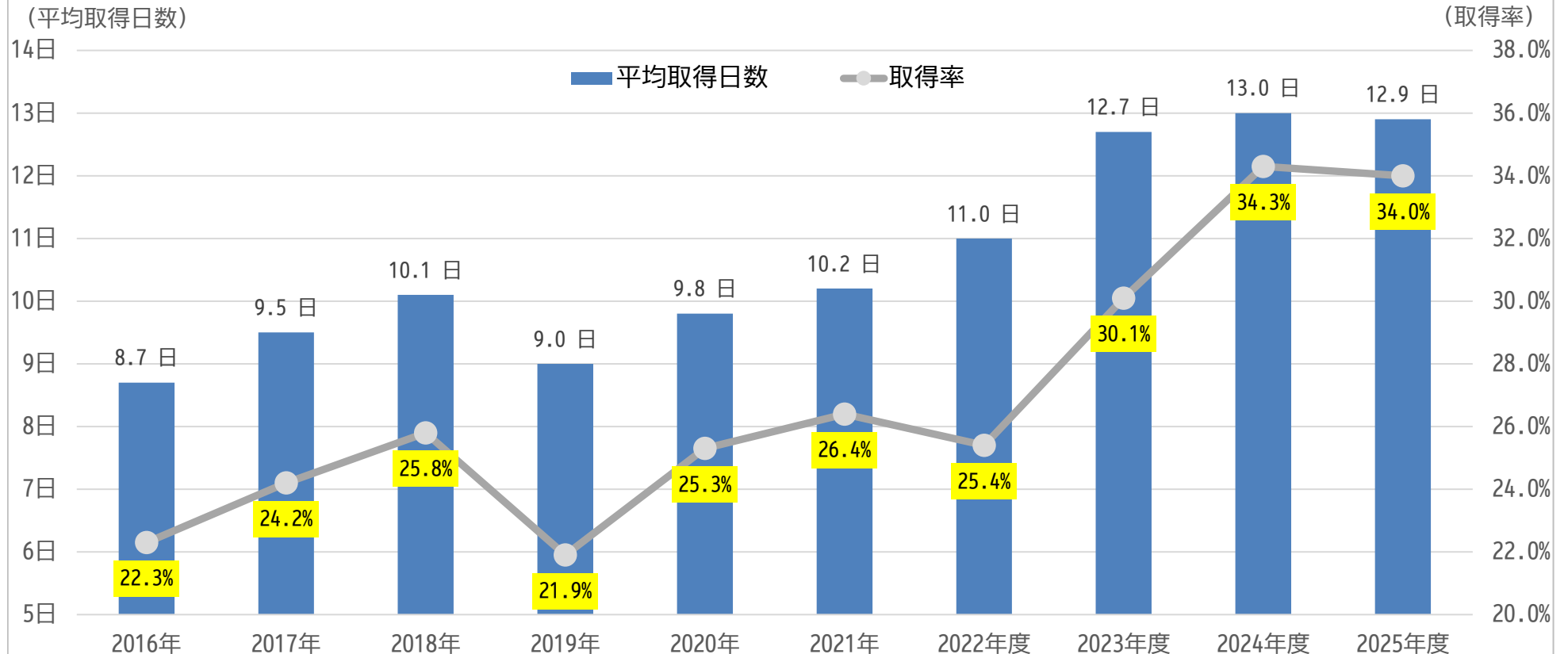


令和8（2026）年8月1日
総務部人事課

郡山市職員1人あたりの年次有給休暇の平均取得日数及び取得率の推移



(1) 集計対象者

技能労務職以外の一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く）のうち、市長部局に勤務する職員で、調査対象期間中に、中途採用・途中退職、休業（部分休業を除く）、休職、派遣の期間がある職員を除いた職員で集計

(2) 「平均取得日数」とは、年次有給休暇の総取得日数を(1)集計対象者数で除して得た日数

(3) 「取得率」とは、年次有給休暇の総取得日数に対する年次有給休暇の総付与日数（当該年・年度の付与日数及び前年・年度の繰越日数）の割合

(4) 年次有給休暇の付与方法が2022年に暦年（1月～12月）から年度（4月～3月）に変更となったため、2021年までは暦年、2022年からは年度により集計

出典：総務省「勤務条件調査」
郡山市総務部人事課